

第Ⅲ部 百年の杜推進事業

第1章 百年の杜推進事業の概要

1 公園・緑地事業の沿革

仙台市は、伊達政宗公が慶長5年（西暦1600年）に青葉山に居城を定めて以来、城下町として発展した街である。当時、藩は屋敷内に植樹を推奨し、年代を重ね屋敷林を形成するに至り、これと神社仏閣等の樹林、市街地を流れる河川の緑、青葉山をはじめとする丘陵の緑が一体となって街全体を緑で覆うような景観を呈し、「杜の都」と呼ばれるようになった。

第二次世界大戦の空襲で緑豊かな都心の大部分は消失したが、杜の都を再生させようと戦災復興事業では街路樹整備に力を入れ、これが現在、杜の都・仙台のシンボル、青葉通・定禅寺通のケヤキ並木などに成長している。

高度経済成長時の急速な都市化により、杜の都の潤いのある環境が失われようとした。そのため昭和48年に「杜の都の環境をつくる条例」を制定し、保存緑地及び保存樹木等を指定するなど、市民あがて緑の保全と積極的な育成に努めるとともに、1,000平方メートル以上の敷地等での建築行為や開発行為にあたっては、緑化計画書の提出を義務づけ、緑の創出を進めているほか、杜の都・仙台の伝統ある郷土を未来に継承させるため、市民協働による緑のまちづくりの一層の推進に取り組んでいる。

また、汚染が急速に進みつつあった美しい広瀬川を保全し、次代に引き継ごうと、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定した。

平成24年には「仙台市みどりの基本計画」を策定し、東日本大震災の津波で消失した東部地域の緑の再生と緑豊かでより質の高い杜の都を目指して、百年の杜づくりを推進してきた。特に、市民協働により東部地域の緑の再生を進める「ふるさとの杜再生プロジェクト」は、地域の防災性を高めるとともに、植樹会などを通じて地域とのつながりを深めている点などが評価され、令和3年3月に第1回グリーンインフラ大賞（防災・減災部門）で最優秀賞（国土交通大臣賞）を受賞した。

同年6月には新たな「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」を策定し、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用するグリーンインフラを推進し、新たな杜の都を目指すこととしている。

2 杜の都の環境をつくる審議会

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及に関する事項を調査審議するため、学識経験者、関係団体等の代表14人によって構成する「杜の都の環境をつくる審議会」を設置している。

3 百年の杜づくり推進基金

保存緑地の買取り要望に対処するため昭和60年10月に設置した「緑地保全基金」と民有地の緑化を推進するため昭和61年4月に設置した「杜の都緑化基金」を統合し、平成10年4月に新たに「百年の杜づくり推進基金」を設置し、その基金を活用して民間の緑化活動の助成や買取り申出のあった保存緑地の買取りなど百年の杜づくりに関する

事業を行っている。

平成 27 年 4 月には、東日本大震災により甚大な被害を受けた、東部沿岸地域の緑の再生及び創出のためにも活用できるようにした。

4 全国都市緑化フェアの開催

都市緑化意識の高揚，都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより，緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として，国内最大級の花と緑の祭典である第 40 回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんたい 2023 ～ Feel green! ～」を，令和 5 年 4 月 26 日から 6 月 18 日までの 54 日間にわたり開催した。

メイン会場の青葉山公園追廻地区では，約 200 品種 12 万株の花々を使用した大花壇「はなばた飾り」が来場者を迎えたほか，企業や自治体による庭園等の出展，様々なステージイベント，キッチンカー等による飲食の提供を行った。西公園地区では，樹林地を利用したアクティビティや夜間イベントも開催した。また，会場案内や植物管理には延べ 1,600 名を超えるボランティアが参加し，円滑な会場運営をサポートした。

まちなかエリア会場では，花による修景スポットが登場したほか，週末をメインにまちづくり団体等によるイベントを開催した。東部エリア会場・連携会場においても，メイン会場と連動しながら各施設の特色を活かしたイベントや展示を行った。

5 月 24 日には，フェアの中心的行事として「令和 5 年度全国都市緑化祭」を佳子内親王殿下のご臨席のもと開催し，仙台国際センター展示棟にて記念式典，メイン会場の青葉山公園追廻地区では記念植樹を行った。

フェア期間中は，連日家族連れや若者なども含め幅広い年齢層の方々にご来場いただき，来場者数は目標を超える 115 万人に達した。

5 緑の概況

(1) 本市における緑被の状況

仙台市の緑は，公園等の公共緑地及び森林の他に農地としての緑や，水辺空間などがあり，これらの総量は 61,885.6ha である（緑被率 78.7%）。

■緑被地現況

(令和 6 年度仙台市緑の分布調査)

区域	緑被地の種類	区域面積 (ha)	樹林地		草地		農耕地		屋上緑化		水面		緑被地合計	
			緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
全市域		78,635.00	51,305.28	65.2	3,112.69	4.0	6,584.38	8.4	4.70	0.0	878.55	1.1	61,885.60	78.7
	都市計画区域	44,299.90	19,322.18	43.6	2,827.40	6.4	5,246.27	11.8	4.70	0.0	670.19	1.5	28,070.74	63.4
	市街化区域	18,043.90	3,514.77	19.5	849.87	4.7	216.35	1.2	3.87	0.0	55.41	0.3	4,640.27	25.7

※ 緑の分布調査は 5 年に一度実施

(資料：百年の杜推進課)

(2) 本市における公共的な緑地の状況

仙台市の緑のうち，都市公園等の施設緑地，法・条例等による地域制緑地をまとめると次表のとおりとなる。

■緑地現況

〈緑地面積集計表（民間緑地を除く）〉

（令和６年度仙台市緑の分布調査）

緑地区分				面積(ha)	構成比(%)
施設緑地	都市公園			1,689.84	2.15
	公共施設緑地		公共公益施設	196.90	0.25
			墓地	370.60	0.47
	小計			2,257.34	2.87
	施設緑地間の重複			3.60	0.00
施設緑地合計				2,253.74	2.87
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区		104.60	0.13
		風致地区		270.90	0.34
		その他法によるもの	国定公園	2,676.00	3.40
			保安林	22,013.53	27.99
	条例によるもの	県指定	県立自然公園	26,163.70	33.27
			県自然環境保全地域	651.20	0.83
			緑地環境保全地域	3,936.00	5.01
		市指定	特別環境保全区域	263.00	0.33
			第一種環境保全区域	273.00	0.35
			第二種環境保全区域	42.00	0.05
			保存緑地	643.38	0.82
	小計			57,037.31	72.53
	地域制緑地間の重複			19,229.61	24.45
	地域制緑地合計			37,807.70	48.08
施設緑地・地域制緑地間の重複				1,118.01	1.42
その他の緑地	公有林		国有林	19,546.31	24.86
			県有林	294.11	0.37
			市有林	2,143.69	2.73
	その他の緑地合計			21,984.11	27.96
施設緑地・地域制緑地・その他の緑地間の重複				20,743.98	26.38
緑地面積総計				41,301.57	52.52
公有林を除いた緑地面積				19,317.46	24.57

（資料：百年の杜推進課）

※１ 構成比は、全市域の面積(78,635ha)に対する割合。

※２ 「公有林を除いた緑地面積」は、緑地面積総計から、他の緑地と重複していない部分の公有林を除いた面積である。

※３ 表の数値は、小数点以下第三位を四捨五入し、第二位まで表記している。

※４ 各緑地の区域は、令和６年４月１日現在。

第2章 緑の保全

緑地等の保全については、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、都心部においては、地域の美観風致上優れている樹木を保存樹木、保存樹林として指定し、市街地周辺においては、残された民有地の緑を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地を指定しており、それぞれの所有者の保全に係る経費の負担軽減策として指定交付金等の交付や各種市税の軽減、国庫補助金の活用による買取り等の措置を講じている。

また、西部山間部においては、水資源の涵養、自然環境の保全・形成及び自然災害の防止等の機能を有する森林の保全を図りながら、自然を生かした施設として「自然とのふれあいの場」や「親水の場」を整備し、レクリエーションを兼ねた保全策を講じている。

1 都市の骨格となる緑の保全

(1) 保存緑地の保全

① 保存緑地の指定

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、市街化区域内の民有地を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地の指定、保全を行っている。

■保存緑地の指定状況

(令和7年4月1日現在)

指定状況	箇所	面積	備考
一次指定(S50.6.5)	28箇所	576.23 ha	うち指定解除4箇所, 16.87ha
二次指定(S51.10.20)	16箇所	53.81 ha	うち指定解除2箇所, 1.92ha
三次指定(S53.1.27)	1箇所	24.89 ha	
四次指定(H6.2.25)	1箇所	7.24 ha	
計	46箇所	662.17 ha	現在の指定状況(40箇所643.38ha)

(資料：百年の杜推進課)

■保存緑地の現状

(令和7年4月1日現在)

区分	面積	内容
公有地	428.31ha (66.6%)	国 有 地 58.50ha (9.1%)
		県 有 地 93.60ha (14.6%)
		市 有 地 276.21ha (42.9%)
私有地	215.07ha (33.4%)	個人(含む共有地) 75.80ha (11.8%)
		法人(含む宗教・公共法人) 139.27ha (21.6%)
計	643.38ha (100.0%)	保存緑地指定数 40箇所

(資料：百年の杜推進課)

② 保存緑地内行為の届出等

○ 届出行為

保存緑地内で次の行為を行う場合は、市長に届け出なければならない。

- ・面積 30 m²以上又は高さ 5 m以上の建築
- ・面積 10 m²を超え、又は高さ 1.5mを超えるのり面が生じる土地の形質の変更

- ・ 10 m²を超える水面の埋立て又は干拓
- ・ 木竹の伐採等
- 通知行為
 - ・ 国の機関又は地方公共団体が上記の行為を行う場合は、市長に通知しなければならない。

(2) 風致地区の保全

① 風致地区の指定

風致地区は、都市の風致の維持を図り、都市環境の保全を図ることを目的として、次のような土地について指定している。

- 樹林地若しくは樹木に富める土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。
- 水辺若しくは市民にとって郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。

■風致地区の計画決定状況（昭和 45 年 6 月 9 日宮城県告示第 449 号）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

地区名	面積	区 域
大 年 寺	67.2 ha	太白区茂ヶ崎，向山三丁目，向山四丁目，萩ヶ丘，八木山緑町の各一部
八 木 山	93.9 ha	太白区八木山香澄町，向山一丁目，長町字越路，八木山本町一丁目，八木山本町二丁目の各一部
愛 宕 山	8.6 ha	太白区向山四丁目の一部
霊 屋	10.6 ha	青葉区霊屋下の一部
大崎八幡	6.0 ha	青葉区八幡四丁目の一部
北 山	13.3 ha	青葉区北山一丁目，青葉町の各一部
台 原	3.2 ha	青葉区台原一丁目，台原六丁目，堤町一丁目の各一部
安 養 寺	68.1 ha	青葉区小松島新堤，宮城野区蟹沢，二の森，柊江，東仙台六丁目，東仙台七丁目の各一部
計	270.9 ha	

（資料：百年の杜推進課）

② 風致地区内行為の許可等

○ 許可行為

風致地区内においては、建築物の建築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為は、市長の許可が必要である。

○ 協議行為

国、県若しくは市の機関又は公団等が行う行為については、協議が必要である。

○ 通知行為

国土保全施設、都市公園等の設置や管理に係る行為等の規則で定めるものは、市長にその旨を通知しなければならない。

(3) 特別緑地保全地区の保全

都市域に残された貴重な緑地を都市計画上の観点から適正に保全することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること

を目的としている。

① 特別緑地保全地区の指定要件

都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地及び岩石地等が、単独若しくは一体となって又はこれらと隣接している土地と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、市街地及びその周辺に存する次のいずれかに該当する土地の区域とする。

- 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - ・ 風致又は景観が優れていること
 - ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

■特別緑地保全地区の計画決定状況

(令和7年4月1日現在)

地 区 名	面 積	都市計画決定
蕃 山	約 81 ha	平成9年6月20日宮城県告示第806号
枡 江	約 3.3 ha	平成27年4月22日仙台市告示第194号
燕沢三丁目	約 0.9 ha	
郷 六	約 12 ha	
東 原	約 1.9 ha	令和3年5月18日仙台市告示第291号
八木山弥生町	約 0.7 ha	
荒巻仁田谷地	約 4.5 ha	令和4年6月1日仙台市告示第362号
中山二丁目	約 0.3 ha	
狐 沢 山	約 1.2ha	令和6年6月7日仙台市告示第378号
上 谷 刈	約 2.1ha	令和6年11月29日仙台市告示第663号
計	約 107.9 ha	

(資料：百年の杜推進課)

② 行為の規制及び制限

- 次に掲げる行為は、市長の許可を受けなければならない。
 - ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更
 - ・ 木竹の伐採
 - ・ 水面の埋立て又は干拓
 - ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- 市長は、許可の申請のあった場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。また当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

2 市民との協力による緑の保全

(1) 保存樹木・保存樹林の保全

地域を象徴するランドマークとしての樹木や樹林を，ふるさとの緑として指定し，保全している。

■保存樹木

① 保存樹木の指定基準

次のいずれかに該当し，健全で，かつ，樹容が美観上特に優れていること。

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- ・ 高さが12m（株立ちした樹木にあつては3m）以上であること。
- ・ つる性樹木にあつては，樹冠の水平投影面積が30㎡以上であること。
- ・ 地域の象徴木として親しまれてきたものであること。

② 指定状況

（令和7年4月1日現在）

指 定 状 況	件数	本数	備考
一次指定（S50. 6. 5）	109 件	116 本	うち指定解除 34 件，36 本
二次指定（S53. 3. 22）	27 件	29 本	うち指定解除 10 件，12 本
三次指定（S58. 3. 3）	9 件	9 本	うち指定解除 1 件，1 本
四次指定（H6. 2. 24）	48 件	48 本	うち指定解除 7 件，7 本
五次指定（H11. 7. 16）	7 件	7 本	うち指定解除 1 件，1 本
六次指定（H13. 12. 18）	2 件	2 本	
七次指定（H16. 8. 9）	8 件	8 本	うち指定解除 1 件，1 本
八次指定（H18. 12. 12）	5 件	5 本	
九次指定（H24. 9. 12）	2 件	2 本	
十次指定（H28. 2. 9）	1 件	1 本	
十一次指定（H28. 8. 2）	2 件	2 本	
十二次指定（H28. 9. 8）	3 件	3 本	
十三次指定（H30. 12. 14）	1 件	1 本	
十四次指定（R1. 12. 24）	1 件	1 本	
十五次指定（R2. 8. 25）	1 件	1 本	
十六次指定（R3. 8. 27）	1 件	1 本	
十七次指定（R3. 11. 25）	1 件	1 本	
十八次指定（R5. 7. 11）	2 件	2 本	
計	230 件	239 本	現在の指定状況※ 176 件，181 本

（資料：百年の杜推進課）

- ※ 青葉区 88 件（92 本） 子平町の藤，せいざん（愛子）の臥龍梅等
 ※ 宮城野区 22 件（22 本） 銀杏町のいちよう，栄のぎょりゅう等
 ※ 若林区 23 件（23 本） 道仁寺のたぶのき，七郷の大桑等

- ※ 太白区 31 件（32 本） 柳生のかや、秋保野尻のさくら等
 ※ 泉区 12 件（12 本） 賀茂神社のいろはもみじ、鷲倉神社の姥杉等

■保存樹林

① 保存樹林の指定基準

次の各号のいずれにも該当し、樹林に属する樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

1) 次のいずれかに該当すること。

- ・ 樹林の樹冠の水平投影面積が 300 m²以上であること。
- ・ 並木をなす場合には延長が 100m 以上であること。

2) 樹林が市街化区域内に存在すること。又は次のいずれにも該当すること。

- ・ 東北本線仙台駅から概ね半径 10km 圏内に存在すること。
- ・ 山村振興法に規定する振興山村区域以外の区域に存在すること。

② 指定状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

指 定 状 況	件数	備考
一次指定 (S50. 6. 5)	7 件	
二次指定 (H19. 12. 12)	2 件	
三次指定 (H25. 5. 30)	1 件	
四次指定 (H26. 12. 5)	1 件	
五次指定 (H29. 11. 15)	1 件	
六次指定 (H30. 12. 14)	2 件	
七次指定 (R 1. 12. 26)	3 件	うち指定解除 1 件
八次指定 (R 2. 12. 22)	2 件	
九次指定 (R 3. 11. 26)	1 件	
計	20 件	現在の指定状況 19 件

(資料：百年の杜推進課)

■青葉通、定禅寺通ケヤキの今後の方針

仙台のシンボルである青葉通、定禅寺通のケヤキは、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存樹林に指定しており、仙台の発展とともに風格ある並木景観を呈するまでに成長し、市民が愛着と誇りを感じる並木となっている。

ケヤキの生育状況等については、昭和 49 年度からほぼ 5 年毎に調査を行ってきており、その調査結果をもとに定禅寺・青葉通ケヤキ並木保全計画基本方針（平成 10 年度）をまとめ、剪定方法の見直し・植樹枠の拡大・渇水期の灌水等の対策に取り組んでいる。また、毎年、芽吹きから落葉までの樹勢調査、倒木防止のための空洞調査を実施し、衰退樹木、要観察木等の判定を行い、養生対策を施し保全に努める傍ら、倒木の危険がある樹木については植替えを行っている。

今後は、都心部の「緑の回廊づくり」の取組みの一環として、道路空間の再構成、

周辺まちづくりなどと一体的にケヤキの生育環境の改善と持続可能な並木景観の保全を図っていく。

(2) 市民緑地

土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する都市緑地法の制度で、本市では平成22年12月に卸町二丁目市民緑地を設置し公開している。

3 自然とのふれあいの場の保全と活用

(1) 太白山自然観察の森

太白山自然観察の森は、自然観察や自然体験を通じて自然保護の大切さを養うことを目的とした施設である。

○ 開設年月 平成3年6月

○ 施設の概要

- ・所在地 仙台市太白区茂庭字生出森東36-63
- ・区域 29.5ha
- ・自然観察センター 1棟、あずまや 2棟
- ・自然観察路 幅員 1.0～3.0m 延長 4,182m
- ・観察園地 9カ所 (19,103 m²)

○ 開館期間 通年 ※月曜日(祝日に当たるときは、その直後の休日でない日)及び年末年始(12月28日～1月4日)は休館日

○ 入園料 無料

■太白山自然観察の森自然観察センター入館状況

年 度	入館者総数 (人)	ガイドウォーク参加者 (人)	団体利用者 (人)	観察会等参加者 (人)	その他入館者 (人)
令和3年度	16,429	883	523	289	14,734
令和4年度	18,122	1,068	851	362	15,841
令和5年度	18,571	848	982	388	16,353
令和6年度	16,458	787	816	317	14,538

(資料：公園管理課)

(2) 秋保大滝植物園

秋保の山ふところに抱かれた秋保大滝植物園は、来園者に自然の素晴らしさを提供することで緑への思いを深める等、人々の緑化意識の高揚を目的としている。国指定名勝の秋保大滝に隣接する園内には、蔵王山系の草木を中心に15,000本が植栽されており、四季折々の美しさに満ちあふれている。

○ 開設年月 昭和55年10月

○ 施設の概要

- ・所在地 仙台市太白区秋保町馬場字大滝5
- ・区域 約4.3ha
- ・管理棟 1棟、休憩所 1棟、あずまや 1棟、便所 1棟

○ 開園期間 4月1日～11月30日

- 入 園 料 個人利用 一般 240円 高校・大学生 180円 小・中学生 120円
 団体利用(30人以上)一般 190円 高校・大学生 140円 小・中学生 90円

■秋保大滝植物園入園状況

年 度	入 園 者 総 数 (うち無料入園者数) (人)	内 訳		
		大 人	高校・大学生	小・中学生等
令和3年度	8,462 (5,527)	7,393 (4,657)	109 (1)	960 (869)
令和4年度	11,280 (7,132)	9,872 (5,995)	143 (3)	1,265 (1,134)
令和5年度	10,045 (5,849)	8,984 (5,025)	128 (1)	933 (823)
令和6年度	10,732 (6,931)	9,575 (6,003)	145 (2)	1,012 (926)

(資料：公園管理課)

(3) 野草園

野草園は、滅びゆく野生植物を保護するとともに、市民が植物に関する知識を高め、自然に親しむことを目的として昭和29年7月21日に開設された。園内には、野生植物の生育環境にあわせ草本類800種、木本類350種を植栽展示し、また、植物に親しみと理解を持ってもらうことを目的として、図書コーナー「叢林文庫」において各種資料の展示や図書の閲覧を行っている。この他、季節に応じ、萩祭り、月見の会、落葉たきなどを開催し、市民に自然とのふれあいの場を提供している。

- 開設年月 昭和29年7月
- 施設の概要
- ・所在地 仙台市太白区茂ヶ崎2-1-1
 - ・区 域 約9ha
 - ・野草館 1棟(事務室、企画展示室、叢林文庫)
 - ・深山植物区、郷土文芸苑、水生植物区、薬草区、つつじ区、あやめ区、芝生広場、高山植物区、のぼら区、秋の七草区、野外教室、松林つる植物区、つばき区、どんぐり山、森林区、石彫刻、あずまや
- 開園期間 3月20日～11月30日(野草館は1月5日～12月27日)
- 入 園 料 個人利用 一般 240円 小・中学生 60円
 団体利用(30人以上) 一般 190円 小・中学生 40円
 野草館のみの利用は無料

■野草園入園状況

年 度	入園者総数 (人)	内 訳				
		個人利用		団体利用		無料入園者
		一 般	小・中学生	一 般	小・中学生	
令和３年度	27,481	10,839	9	113	0	16,520
令和４年度	29,738	10,285	35	322	0	19,096
令和５年度	27,746	9,507	29	426	0	17,784
令和６年度	25,926	9,153	46	321	0	16,406

(資料：公園管理課)

第3章 緑の創出

本市では、市民の生活に潤いを与える貴重な緑を守りさらに積極的に育てていくために、様々な施策を行っている。特に都市公園の建設は、昭和21年に戦災復興土地区画整理事業により14か所の公園が決定されたことに始まった。また定禅寺通、青葉通などへの街路樹の植栽も順次進めてきた。

その後、昭和53年6月の宮城県沖地震によるブロック塀災害を契機に、安全で快適な緑の街並みづくり推進のため、昭和54年度から生垣融資制度を設けた。昭和61年度には「杜の都緑化基金」を設置し、基金の運用による収益金を活用して、生垣づくり助成や緑化木植栽助成など民間緑化活動の支援策の充実を図ってきた。平成10年度には、「杜の都緑化基金」と「仙台市緑地保全基金」を統合して「百年の杜づくり推進基金」を設置し、建築物緑化助成や街かど緑化助成を行うなど、積極的に緑豊かな杜の都づくりを進めてきた。

令和5年4月からは、従来の建築物緑化助成と街かど緑化助成をより利用しやすい形としたグリーンインフラ推進助成事業に改め、都心部におけるさらなる緑の創出に取り組んでいる。

1 都市公園等の整備（第5章 都市公園等の整備 として別掲）

2 公共公益施設等の緑化

（1）公共施設の緑化

杜の都にふさわしい緑の創造を積極的に行うために、公共施設を重点的に緑化し、地域環境の改善を図っている。

（2）学校の緑化

教育環境や地域環境の整備の面から学校敷地に植栽を行い、杜の都にふさわしい緑の創出を行っている。

（3）街路の緑化

道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、都市環境の改善等に資することを目的に行っている。

■街路樹等植栽状況

（令和7年4月1日現在）

区 分	総本数（面積）	令和6年度増減	
		植栽本数(面積)	枯損等本数(面積)
高 木	47,486 本	2 本	987 本
中低木	52.2 ha	0.01 ha	0.03 ha

（資料：公園管理課）

■街路樹樹種別本数

(令和7年4月1日現在)

順位	樹 種	本数 (本)	割合%
1	ケ ヤ キ	9,386	19.8
2	ト ウ カ エ デ	7,106	15.0
3	イ チ ョ ウ	5,136	10.8
4	シ ラ カ シ	3,611	7.6
5	モミジバフウ	2,404	5.1
6	コ ブ シ	2,599	5.5
7	ユ リ ノ キ	2,360	5.0
8	ヤマボウシ	2,176	4.6
9	ハナミズキ	1,973	4.1
10	サクラ類 ^{※1}	1,700	3.5
そ の 他 ^{※3}		9,035	19.0
合 計		47,486	100.0

(資料：公園管理課)

※1 サクラ類にはヤマザクラ、ソメイヨシノ、シダレザクラなどを含む

※2 ツツジ類にはオオムラサキツツジ、サツキツツジ、キリシマツツジなどを含む

※3 混植はその他に含む

■中低木樹種別面積

(令和7年4月1日現在)

順位	樹 種	面積 (ha)	割合%
1	ツ ツ ジ 類 ^{※2}	13.9	26.7
2	ウ バ メ ガ シ	6.7	12.9
3	ネ ズ ミ モ チ	3.5	6.7
4	ア ベ リ ア	3.1	6.0
5	イ ヌ ツ ゲ	3.0	5.7
6	ドウダンツツジ	2.5	4.8
7	ベニカナメモチ	1.4	2.7
8	ツ バ キ	1.0	1.9
9	カ ン ツ バ キ	0.9	1.6
10	マ サ キ	0.7	1.3
そ の 他 ^{※3}		15.5	29.7
合 計		52.2	100.0

(資料：公園管理課)

3 民有地の緑化

(1) 住宅・事業所の緑化

民有地は本市域の大半を占めており、民有地の緑化は都市緑化推進のうえで重要な施策である。本市では、民有地の緑化を推進するために、様々な事業を行っている。

① 百年の杜づくり推進基金による助成事業

・生垣づくり助成

個人や事業者が行う生け垣づくりとそれに伴うブロック塀の撤去に対し助成する。

・緑化木植栽助成

不特定多数の方が自由に通行又は利用できる場所に、町内会・老人会等の団体が自ら植栽を行う場合に助成する。

・記念樹交付

誕生・結婚・賀寿など人生の節目を迎えた個人及び一戸建住宅を新築又は購入した個人に対して苗木を贈る。

・保存樹木等保全助成

保存樹木等の枯損防止措置や、屋敷林の管理や新たな植栽等について費用の一部を助成する。

・グリーンインフラ推進助成

市内の緑化重点地区内で、個人や事業者による建築敷地内のグリーンインフラ整

備費用(建築物の屋上緑化、壁面緑化、雨庭、屋内緑化、道路沿いの植栽)について助成する。

② 緑化計画書の提出・認定

「杜の都の環境をつくる条例」により 1,000 m²以上の土地又は敷地において建築行為等を行う場合には、緑化計画書を提出し、市長の認定を受けることを義務付けている。

③ 優良建築物緑化認定制度「SENDAI GREEN BRAND」

市内の優良な建築物緑化(建築敷地内の緑化)を SENDAI GREEN BRAND として認定する。

(2) 緑地協定

都市緑地法に基づき都市計画区域内で締結される協定で、地域に住む人々が協力して緑豊かなまちづくりを進めるため、家々を生け垣で囲うなど潤いのある緑の生活環境の形成を目指している。締結箇所は令和 7 年 4 月 1 日現在 25 箇所、面積は 191.39ha となっている。

(3) 緑化重点地区

緑化重点地区は、地区の特性に応じた緑豊かな街づくりを推進するため、都市緑地法に基づき、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を緑の基本計画に定めるもので、平成 18 年 3 月に「仙台都心地区(約 840ha)」,平成 20 年 3 月に「あすと長町地区(約 82ha)」,平成 27 年 12 月に「卸町地区(約 143ha)」,令和 2 年 3 月に「泉中央地区(約 146ha)」を指定している。

4 「緑の活動団体」の認定

緑に関する活動を行っている市民の団体を「緑の活動団体」として認定し、認定された団体には、緑に関する情報の提供や活動費の助成などを行い、団体の活動を支援する。

これは、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく制度で、平成19年度より年 1 回募集を行っている。

認定の有効期間は 3 年で、要件を満たせば引き続き認定が受けられる。なお、認定期間中は、毎年 1 回活動実績の報告が必要である。

5 まちを彩る緑化

(1) 彫刻のあるまちづくり事業

街の緑の空間に彫刻を配置し、芸術性豊かで文化の薫るまちづくりを目的とした「彫刻のあるまちづくり事業」は、市制施行 88 周年を記念して昭和 52 年に始まり、平成 13 年 3 月、24 作品目の設置をもって事業終了となった。

事業の特色は現地オーダーメイド方式による彫刻設置で、仙台市彫刻のあるまちづくり委員会により選定された彫刻家が現地を視察し、設置場所に合わせて製作するもので、都市空間に調和した彫刻設置事業は「仙台方式」として高い評価を得た。

平成 12 年には、彫刻洗浄と彫刻めぐりガイドのボランティア「彫刻のあるまちづくり応援隊」が結成され、市民と行政が協力して彫刻の保存管理活動を行っている。

(2) 花いっぱいまちづくりの推進

潤いのある街並みを創出するため、街路や駅前広場などの公共空間に草花を植えることにより、季節の彩りを添える景観づくりを推進している。花苗や資材の費用にご協力いただくスポンサーの募集を、仙台駅前ペデストリアンデッキのフラワーポットや花壇、定禅寺通や青葉山公園、泉中央駅前の花壇で実施し、対象となる花壇等にスポンサー名の入ったプレートを設置している。

6 ふるさとの杜再生プロジェクト

市中心部から南東方向約 10 k m に位置する仙台東部地域は、田園地帯に点在する屋敷林（居久根）が仙台平野の特徴的な景観を構成し、延長 9 k m の海岸線には、マツを主体とした防潮・防風・防砂のための海岸林が広がり、蒲生干潟・井土浦などの豊かな自然海岸が残されていた。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う津波により、この地域が甚大な被害を受けたため、震災復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生する事業を平成 25 年度から開始した。平成 27 年度には「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議」を結成し、市民・市民活動団体・事業者と協力して、海岸公園や海岸林での市民植樹や育樹会、地域の居久根の再生等に取り組んでいる。

本事業では、東部地域一帯のみどりを市民一人ひとりの「ふるさとの杜」と位置付け、失われたみどりの再生に加え、市民の暮らしに根ざした新しいみどりを市民の手で 30 年かけて植え育てることにより、震災の教訓や記憶、復興の記録とし、やがて防災や環境保全の機能を持つ東部地域固有の風景となるみどりを創造していくこととしている。

この取組みが評価され、令和 3 年 3 月に第 1 回グリーンインフラ大賞（防災・減災部門）で最優秀賞（国土交通大臣賞）を受賞した。また、令和 5 年 10 月に、生物多様性の保全が図られていると評価され、海岸防災林約 3.28ha が自然共生サイト（第 1 期）に認定された。

■市民植樹の実績

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	開催日	場所	本数	参加者
第 1 回	平成 26 年 3 月 2 日	荒井土才敷公園	1,000 本	60 名
第 2 回	平成 27 年 3 月 20 日	中野中央公園	1,200 本	100 名
第 3 回	平成 28 年 3 月 25 日	海岸公園（岡田地区）	1,500 本	350 名
第 4 回	平成 29 年 3 月 25 日	海岸公園（荒浜地区）	1,300 本	230 名
第 5 回	平成 29 年 6 月 3 日	海岸公園（岡田地区）	2,500 本	300 名
第 6 回	平成 30 年 3 月 24 日	海岸防災林（荒浜字南官林地区）	3,700 本	400 名
第 7 回	平成 30 年 6 月 2 日	海岸防災林（荒浜字南官林地区）	2,250 本	450 名
第 8 回	平成 30 年 11 月 25 日	海岸公園（井土地区）	2,300 本	400 名
第 9 回	令和元年 6 月 15 日	海岸防災林（荒浜字南官林地区）	2,200 本	300 名
第 10 回	令和元年 11 月 2 日	海岸防災林（岡田字砂原地区）	3,000 本	220 名
第 11 回	令和 2 年 10 月 24 日	海岸防災林（岡田字砂原地区）	2,800 本	260 名
第 12 回	令和 4 年 10 月 29 日	貞山運河（荒浜地区）桜植樹	46 本	70 名
第 13 回	令和 5 年 3 月 18 日	高砂中央公園	2,000 本	200 名
第 14 回	令和 5 年 10 月 28 日	高砂中央公園	1,000 本	100 名
第 15 回	令和 6 年 6 月 1 日	高砂中央公園	500 本	90 名

（資料：百年の杜推進課）

第4章 緑の普及

「緑の保全」、「緑の創出」とともに杜の都の緑の文化を広げ「緑の普及」を図るため、緑を学び体験する機会を設けながら情報を発信し、パートナーシップの醸成と、人づくり・緑づくりを進めている。その取組みとしては、家庭や学校、地域団体、事業所等を対象として緑に関する様々な行事、各種相談等を開催し、市民による緑化の推進や緑文化の普及・啓発を行っている。

1 緑と花いっぱい運動の推進

(1) 花壇づくりの推進

① 緑と花いっぱい花壇コンクール

緑あふれる都市空間に触れながら、健康で文化的な市民生活を目指そうと昭和39年に第1回花壇コンクールが実施された。以来、町内会や学校、職場などの花壇を対象に最優秀・優秀・デザイン・努力等の各賞を選定し、表彰している。

② 花壇用の花苗斡旋

地域団体や職場等の花壇を対象に年3回（春・夏秋・冬）花苗を斡旋している。

(2) 緑と花いっぱい絵画コンクール

自然を愛する心を育み、絵を通して緑や花の大切さを理解してもらうため、緑と花いっぱい絵画コンクールを開催し、優秀作品を表彰している。

2 未来の杜せんだいネット「ハナミドリエ」

令和5年に開催した全国都市緑化仙台フェアを契機に、花やみどりを活用したまちづくりをさらに推進するため、花とみどりで、人と人、人とまちがつながる、ネットワーク・プロジェクトとして、未来の杜せんだいネット「ハナミドリエ」を令和6年度から開始した。本事業では、フェアで多様な主体と培った協働事業の成果をレガシーとして、フェア会場の協働で整備した花壇の一部を市民協働で継続するほか、次世代の担い手育成や、民間事業者や地域団体等との連携による枠組みの運営に取り組み、緑化活動をしたい個人や市民団体、緑化活動を通じて地域貢献をしたい企業などを緑化イベントなどを通じてマッチングさせネットワークを強化していくこととしている。

3 緑化意識の啓発と情報提供

(1) 各種パンフレット等の発行

保存樹木を紹介した「杜の都の名木・古木」（平成29年）、街路樹の種類と場所を示した「せんだい街路樹マップ」（平成28年）、市民等が選定した緑の風景を紹介する「杜の都・仙台 令和版 わがまち緑の名所100選ガイドブック」（令和5年）などにより、市内の緑を紹介している。

(2) 各種行事の開催

① 新緑祭

「みどりの月間」にちなみ、緑豊かな杜の都のまちづくりを進めるため、4月下旬に開催している。緑化功労者の表彰や、緑化啓発コーナーによる展示等を実施。

② 杜の都づくり植木市

民有地緑化を推進するため開催している。平成4年秋からは「杜の都づくり植木市協賛会」と共催で行っている。開催当初は春・秋の年2回行ってきたが、平成22年より春のみの年1回となっている。

(3) 子どもの自然体験学習林

公園・緑地を活用して、小中学生や親子を対象とした緑の体験教室を設けている。植栽や下刈、除伐などの実体験を通して森林の成り立ちを学ぶとともに、間伐材を利用した作品づくりなど、自然の中での楽しみ方の習得を目的としている。

(4) 緑化相談等の実施

市民の緑化についての関心の高まりに対応するため、七北田公園都市緑化ホールで、園芸全般にわたる相談や講座を実施。ホームページでは、花と緑のおゆずり情報バンク等を掲載している。また、宮城野区役所・若林区役所や商業施設等において、緑の移動相談を行っている。

第5章 都市公園等の整備

令和7年4月1日現在、仙台市の都市公園は公園数 1,867 ヶ所、総面積約 1,695.7ha、市民一人当たりの公園面積は 16.00 m²となっている。本市では、「仙台市みどりの基本計画」（令和3年6月改定）に基づき、都市公園等の市民一人当たり面積 20 m²を目標として整備を進めていく予定である。

1 都市公園の種類

都市公園は、都市環境や市民生活の向上のために、都市計画に基づき整備される公の施設であり、市民の多様なニーズに合わせ、機能や形態の異なる様々な都市公園の整備を行っている。

■都市公園の種類

種 類	種別	内 容	主な公園
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。	勝山公園，河原田1号公園，燕沢公園，木ノ下公園，ノ木公園，除公園，黒松二丁目公園
		近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。	勾当台公園，錦町公園，新田東中央公園，卸町東二丁目公園，富沢公園，高森東公園
		地区公園 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする。	桜ヶ丘公園，鶴ヶ谷中央公園，中田中央公園，湯元公園，紫山公園
	都 市 基 幹 公 園	総合公園 都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする。	西公園，青葉山公園，榴岡公園，七北田公園，高砂中央公園
		運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする。	県営宮城野原公園
特 殊 公 園		風致公園，動植物公園，歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	三居沢公園，台原森林公園，経ヶ峯公園，臨済院公園，与兵衛沼公園，大年寺山公園，三神峯公園，八木山公園，水の森公園，長命館公園
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする。	海岸公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とする。	
緩 衝 緑 地		大気汚染，騒音，振動，悪臭等の公害の防止，緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする。	
都 市 林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする。	
広 場 公 園		主として市街地の中心部における休息及び観賞の用に供することを目的とする。	杜の広場公園，名掛丁藤村広場
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善，都市景観の向上を図るために設けられる緑地。	定禅寺通緑地，高砂緑地，桧木緑地，芦ノ口緑地，寺岡緑地
緑 道		災害時における避難路の確保，市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする。	錦ヶ丘六丁目緑道，新寺小路緑道，館1号緑道，桂緑道
国 営 公 園		主として一の都府県区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園。	みちのく杜の湖畔公園

■都市公園面積の推移

年 月 日	人 口(人)	公園面積(m ²)	一人当たり面積(m ²)
令和3年4月1日	1,063,169	16,493,290	15.51
令和4年4月1日	1,062,285	16,643,921	15.67
令和5年4月1日	1,063,262	16,853,561	15.85
令和6年4月1日	1,061,450	16,898,449	15.92
令和7年4月1日	1,060,008	16,957,256	16.00

※ 人口は住民基本台帳による。公園面積には県営公園を含む。

(資料：公園管理課)

仙台市都市公園の現況

令和7年4月1日現在
(単位：ha)

種 別	青 葉 区						宮 城 野 区		若 林 区		太 白 区						泉 区		合 計	
	除く宮城総合支所			宮城総合支所管内			青葉区		面 積	面 積	秋保総合支所			太白区			面 積	面 積	合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	箇所数	面 積	箇所数	箇所数	面 積			箇所数	箇所数	面 積	箇所数	箇所数	面 積				
1 街 区	188	29.1214	165	25.0872	353	54.2086	221	29.5494	203	17.5150	425	36.0487	2	0.6297	427	36.6784	319	56.3552	1,523	194.3066
2 近 隣	8	16.4948	6	10.3185	14	26.8133	11	20.1780	5	10.1718	8	12.1782			8	12.1782	21	43.8967	59	113.2380
3 地 区	1	7.7211			1	7.7211	1	12.0679			3	18.3145	1	9.2642	4	27.5787	4	28.8435	10	76.2112
4 河 川	6	8.2783			6	8.2783	4	6.6917	3	13.7771	5	11.0930	1	0.2099	6	11.3029	1	1.7031	20	41.7531
5 総 合	2	59.1959			2	59.1959	2	24.8755							0	0.0000	1	22.0361	5	106.1075
6 特 殊	4	1.1956			4	1.1956									0	0.0000			4	1.1956
7 風 致	3	64.0091			3	64.0091	3	39.2973			2	51.8548			2	51.8548	2	57.9997	10	213.1609
8 動 物					0	0.0000					1	12.1406			1	12.1406			1	12.1406
9 歴 史	1	6.5381	1	0.3796	2	6.9177									0	0.0000	2	14.1856	4	21.1033
10 広 域					0	0.0000	※2	16.2031	1	79.9006					0	0.0000			1	96.1037
11 都市緑地	27	149.8770	54	213.2235	81	363.1005	24	103.9364	2	0.1252	29	72.8132	4	0.4494	33	73.2626	80	258.6020	220	799.0267
12 緑 道			1	0.3072	1	0.3072			1	0.6409					0	0.0000	5	3.8181	7	4.7662
13 広 場					0	0.0000	1	0.1008			1	1.0958			1	1.0958			2	1.1966
小 計	240	342.4313	227	249.3160	467	591.7473	267	252.9001	215	122.1306	474	215.5388	8	10.5532	482	226.0920	435	487.4400	1866	1680.3100
県営運動公園							1	15.4156											1	15.4156
合 計	240	342.4313	227	249.3160	467	591.7473	268	268.3157	215	122.1306	474	215.5388	8	10.5532	482	226.0920	435	487.4400	1867	1695.7256
人 口						294.513		186.847		137.822						234.136		206.690		1,060,008※1
1人当たりの公園面積(m ²)	県営運動公園除く			20.09				13.54		8.86						9.66		23.58		15.85
	県営運動公園含む							14.36												16.00

※1 人口は住民基本台帳の数値(R7.4.1現在)

※2 海岸公園は、宮城野区と若林区の両区にまたがる公園のため、箇所数は按分面積の大きい若林区の欄のみに記載。なお、面積は按分したものを各々の区に計上。

2 都市公園等の整備

本市における令和6年度の整備実績及び現在整備中の主な公園の整備内容については以下のとおりとなっている。

(1) 令和6年度公園等整備事業

■令和6年度公園等整備事業執行状況

(単位：千円)

事業名	決算額	事業の概要
補助事業計	2,191,181	
広域公園	347,945	海岸公園
総合公園	785,101	高砂中央公園, 西公園, 榴岡公園, 七北田公園
地区公園	10,000	湯元公園
近隣公園	376,038	将監ふれあい公園, 勾当台公園, 蒲生北部2号公園, 仙台港背後地6号公園, 泉中央公園
街区公園	127,390	中山台一丁目公園, 上杉公園, 仙台駅東4号公園, 田子西2号公園, 長喜城東公園, 富沢駅西4号公園, 山田新町公園, 泉中央5号公園
定禅寺通緑地再整備推進	93,612	
公園マネジメント推進	298,975	
保存緑地買取	91,050	6,646.0m ²
急傾斜緑地防災	61,070	
単独事業計	660,944	
広域公園	93,752	海岸公園
総合公園	31,519	高砂中央公園, 西公園, 榴岡公園, 七北田公園
地区公園	11,079	鶴ヶ谷中央公園, 向山中央公園, 湯元公園
近隣公園	45,945	勾当台公園, 蒲生北部2号公園, 南小泉公園, 将監ふれあい公園, 南光台ふれあい広場公園
街区公園	18,159	長喜城東公園, 上杉公園, 八幡タコ公園, 栗生二丁目北公園, 月橋3号公園, 中山台一丁目公園, みやぎ台2号公園, 仙台駅東4号公園, 田子西2号公園, 富沢駅西4号公園, 高森六丁目公園, 長命ヶ丘五丁目公園
特殊公園	7,344	大年寺山公園, 上杉一丁目南緑地
都市緑地	2,368	斉勝沼緑地, 上野山緑地
青葉山公園整備推進	1,221	追廻地区等整備
定禅寺通緑地再整備推進	624	
公園マネジメント推進	56,921	
保存緑地買取	8,405	13,770.3m ²
急傾斜緑地防災	107,358	
事務経費等	276,249	
合計	2,852,125	

(資料：総務課)

(2) 整備中の主な公園

① 海岸公園

ア 経 過

本公園は、市中心部から約10kmの南東方向に位置し、七北田川河口域から名取川河口域に至る延長約9km、海岸線から内陸側へ約600m程度の幅を持つ带状の区域である。

区域は、貞山運河を中心に両岸の保安林を形成するクロマツ林、湿原、干潟及び砂丘等からなり、豊かな自然環境に恵まれていたが、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う津波により、本公園全域が甚大な被害を受けた。このため、防災公園の位置付けのもと、平成26年度より岡田・荒浜・井土地区の災害復旧に着手し、平成30年7月に全面利用再開した。

令和元年度からは、復興のシンボルとなる新たな賑わい・交流の創出を目指し、パークゴルフ場拡張整備や駐車場整備を行っている。また災害時に必要な救援物資の集積場所や避難者の退避場所となる広場等の植栽・管理施設工事を行っており、今後荒浜地区においては、防災集団移転跡地の賑わい創出に寄与するとともに、貞山運河沿いに園路とベンチを整備し、桜の下を利用者が回遊し、寛げる場を整備していく。藤塚地区においては、防災集団移転跡地の一部を新たに公園区域とし、遊具の設置や芝生広場等を整備する。また国のかわまちづくり支援制度を活用した親水護岸等の整備により、貞山運河の利活用を図っていく。

イ 全体計画

- 面 積 約561.7 ha
- 事業期間 昭和46年度～令和10年度
- 事業費 11,464百万円（災害復旧、避難の丘整備分は含まない）
- 事業計画
 - ・ 岡田地区整備 親水護岸、カヌー係留所、大型遊具、大すべり台
 - ・ 荒浜地区整備 パークゴルフ場
 - ・ 井土地区整備 親水護岸、カヌー係留所
 - ・ 藤塚地区整備 海岸防災林、遊具、芝生広場、トイレ等

ウ 都市計画決定及び事業認可

- 都市計画決定 (当初) 昭和46年3月30日 宮城県告示第 308号
(最終) 令和6年4月5日 仙台市告示第 216号
- 事業認可 (当初) 昭和47年2月22日 宮城県告示第 145号
(最終) 令和6年8月9日 宮城県告示第 523号

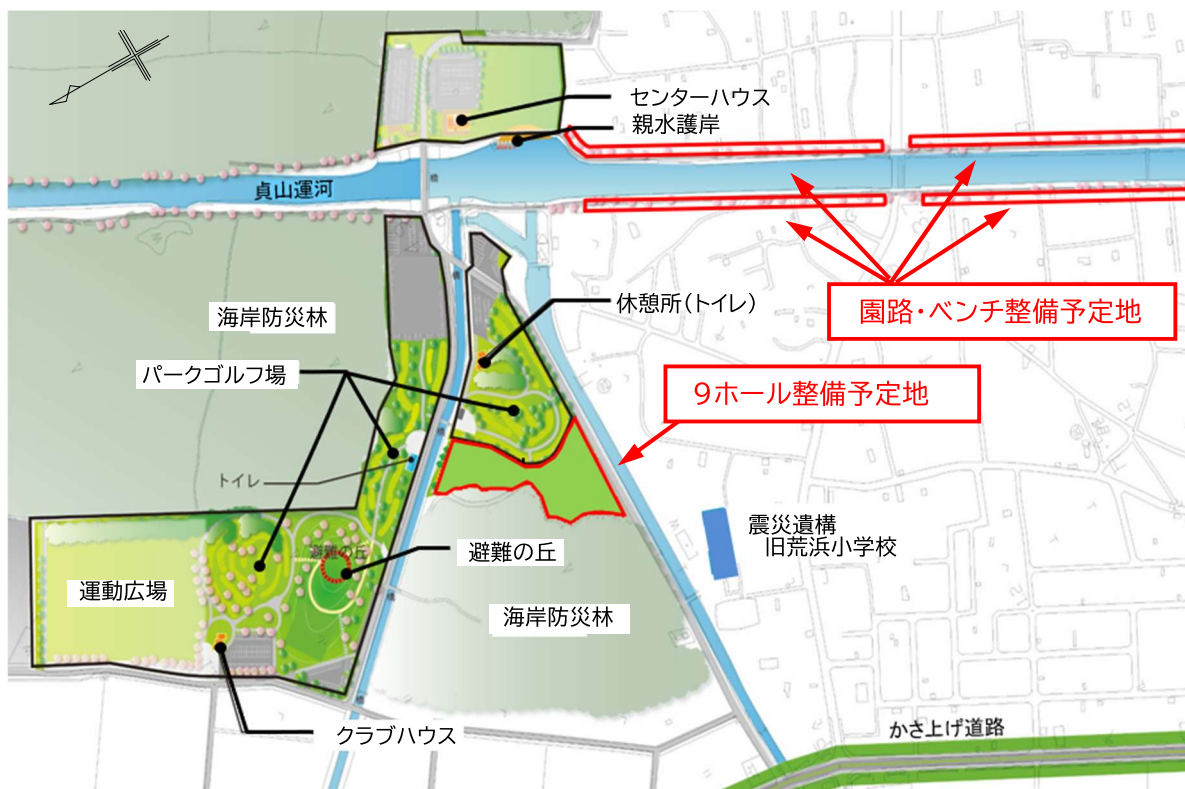
エ 事業執行状況

(単位：千円)

区分 内訳	事業費	令和6年度			令和7年度予定			令和8年度以降
		執行額	執行額累計	進捗率(%)	執行額	執行額累計	進捗率(%)	
用地費	4,212,000	39,432	4,162,082	98.8	0	4,162,082	98.8	49,918
施設費	7,252,000	376,717	5,615,799	77.4	1,133,915	6,749,714	93.1	502,286
合計	11,464,000	416,149	9,777,881	85.3	1,133,915	10,911,796	95.2	552,204

(資料：公園整備課)

■海岸公園(荒浜地区)整備計画図



■海岸公園(藤塚地区)整備計画図



② 西公園

ア 経 過

本公園は、本市で最も歴史のある公園であり、花見の名所等として市民に親しまれてきたが、各施設が老朽化し、また、天文台・図書館の移転や地下鉄東西線の整備等、公園を取り巻く状況が大きく変化したことなどから、「緑の回廊づくり」の拠点となる公園として再整備を行うもの。

平成17年度に西公園再整備基本構想を策定し、その後、基本計画、基本設計、実施設計を行った。平成19年度から工事に着手し、令和6年度は南側区域広瀬川沿いの市民プール跡地の地下鉄東西線より北側エリアの整備を行った。

令和6年度には、屋内遊び場の建設地として、市民プール跡地の地下鉄東西線より南側エリアが選定された。

イ 全体計画

- 面 積 約10.8 ha
- 事業期間 平成17年度～令和11年度
- 事業計画
 - 平成19年度 北側区域：遊具広場整備
 - 平成19～22年度 南側区域：お花見広場整備
 - 平成23～26年度 北側区域：エントランス広場整備，トイレ改築
 - 平成26年度 北側区域：SL修復，SLシェルター建築
 - 平成27～28年度 北側区域：SL周辺広場（C60広場）整備，トイレ改築
南側区域：大町西公園駅出入口周辺広場整備
 - 平成28～30年度 北側区域：園路整備，こけし塔前広場整備
南側区域：源吾茶屋周辺整備
 - 令和元年度 北側区域：園路広場整備
 - 令和2～3年度 北側区域：トイレ改築（遊具広場前）
 - 令和3～5年度 南側区域：市民プール跡地 地下鉄東西線南側整備
 - 令和6年度以降 南側区域：市民プール跡地 地下鉄東西線北側整備

■西公園再整備計画図(平成17年度から事業実施)



③ 青葉山公園

ア 経 過

本公園は、国史跡仙台城跡を含む青葉山と市民に親しまれている広瀬川に囲まれた区域であり、藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備を行うものである。

平成16年3月に完成した仙台城本丸跡北面の石垣修復工事や平成18年3月に開館した「仙台城見聞館」の建設、その後、本丸跡広場や登城路の園路整備等を行っている。平成19年度からは、宮城野区新田に、追廻地区の移転促進のため新田住宅等を整備し、平成23年度当初に集団移転を行った。平成23年度末には、国際センター地区と二の丸跡を整備区域として追加し、さらに、平成24年度末には、国際センター地区へ展示施設を整備する事業認可の変更を行い、平成28年3月に、国際センター地区が完成した。追廻地区住宅の移転交渉の難航による事業の進捗の遅れもあり、平成29年3月に、事業期間を10年間延長する事業認可の変更を行い、平成30年3月に、長沼・五色沼、二の丸跡整備が完了した。令和5年3月に、追廻地区の住民移転が完了するとともに、仙台・青葉山の歴史・文化・自然情報を発信する施設である「仙臺緑彩館」及び周辺の広場整備が完了し、令和6年3月には中央広場の整備が完了した。

イ 全体計画

- 面 積 約50.3 ha
- 事業期間 平成9年度～令和8年度
- 事業費 21,800百万円
- 事業計画

事業区域の過半が国史跡の指定を受けたことや、地下鉄東西線国際センター駅との整合を図る必要があったことから、平成23年度に「青葉山公園整備基本計画」の見直しを行った。

・歴史・文化ゾーン（国史跡指定地区）

平成17年3月策定の「仙台城跡整備基本計画」の整備方針を基本とし、青葉山全体の象徴といえる仙台城本丸跡の遺構等を保全するとともに、水堀の再生、土塁の顕在化等により歴史的な景観を充実させ、展望や散策により来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間とする。

・いこい・にぎわいゾーン（追廻地区）

仙臺緑彩館を起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりや奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間とする。

・自然散策ゾーン（追廻地区）

広瀬川や竜ノ口等、豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした、自然散策を行える空間とする。

・交流ゾーン（国際センター地区）

国際センター駅からの玄関口として良好な景観を確保するとともに、市内外からの来訪者の交流の場として機能する空間とする。

ウ 都市計画決定及び事業認可

- 都市計画決定 (当初) 昭和21年11月11日 戦災復興院告示 第244号
(最終) 平成17年8月10日 仙台市告示 第966号
- 事業認可 (当初) 昭和30年11月10日 建設省告示 第1293号
(最終) 平成29年3月17日 宮城県告示 第249号

エ 事業執行状況

(単位：千円)

区分 内訳	事業費	令和6年度			令和7年度予定			令和8年度
		執行額	執行額累計	進捗率(%)	執行額	執行額累計	進捗率(%)	
補償費	10,518,772	0	10,518,772	100.0	0	10,518,772	100.0	0
施設費	11,281,228	264	9,911,008	87.9	67,015	9,978,023	88.4	1,303,205
合計	21,800,000	264	20,429,780	93.7	67,015	20,496,795	94.0	1,303,205

※ 新田住宅関係は除く

(資料：公園整備課)

■青葉山公園整備基本計画図(平成9年から事業実施)



④ 高砂中央公園

ア 経 過

本公園は、宮城野区北東端部に位置する仙台港背後地土地区画整理事業地内に確保された、面積 14.5ha の総合公園である。平成 5 年度に都市計画決定を行った後、平成 20 年度までに公共施設管理者負担金の支出を行い、区画整理事業の進捗に合わせ、公園用地の管理引継ぎを受けた。

その後、本公園内への水族館建設について民間事業者からの提案があり、継続的に協議を行った結果、平成 25 年 12 月に民間事業者に対し、公園施設の設置管理許可を行った。水族館は平成 27 年 7 月に開館した。

公園事業としては、平成 25 年度に水族館配置を含めた新しい基本計画を策定した後、平成 26 年度に工事着手し、平成 27 年 6 月にはエントランス広場、駐車場、令和 5 年 4 月には多目的広場、遊びの広場、見晴らしの丘等の供用を開始した。令和 6 年 8 月には野球場の供用を開始し、令和 7 年 4 月にはテニスコートの供用を開始した。今後はパークゴルフ練習場等の整備を進めていく。

イ 全体計画

- 面 積 14.5 ha
- 事業期間 平成 5 年度～令和 7 年度
- 事業費 9,745 百万円
- 事業計画
 - 平成 26 年度 一部実施設計(繰越)、エントランス等整備
 - 平成 27 年度 エントランス広場等一部開園、植栽
 - 平成 28 年度 トイレ新築、広場基盤整備
 - 平成 29～令和 3 年度 基盤整備、多目的広場、公園管理センター整備
 - 令和 4 年度 見晴らしの丘、多目的広場、遊びの広場整備
 - 令和 5～6 年度 野球場、テニスコート整備
 - 令和 6～7 年度 パークゴルフ練習場、ウォーキング・ジョギングルート整備、園路整備

ウ 都市計画決定及び事業認可

- 都市計画決定 平成 5 年 11 月 2 日 宮城県告示第 1166 号
- 事業認可 (当初)平成 5 年 12 月 14 日 宮城県告示第 1316 号
(最終)令和 6 年 3 月 19 日 宮城県告示第 175 号

エ 事業執行状況

(単位：千円)

区分 内訳	事業費	令和 6 年度			令和 7 年度予定		
		執 行 額	執行額累計	進捗率(%)	執 行 額	執行額累計	進捗率(%)
用 地 費	6,890,000	0	6,890,000	100.0	0	6,890,000	100.0
施 設 費	2,855,077	673,988	2,482,562	87.0	372,515	2,855,077	100.0
合 計	9,745,077	673,988	9,372,562	96.2	372,515	9,745,077	100.0

(資料：公園整備課)

■高砂中央公園整備計画図



⑤ 勾当台公園

ア 経 過

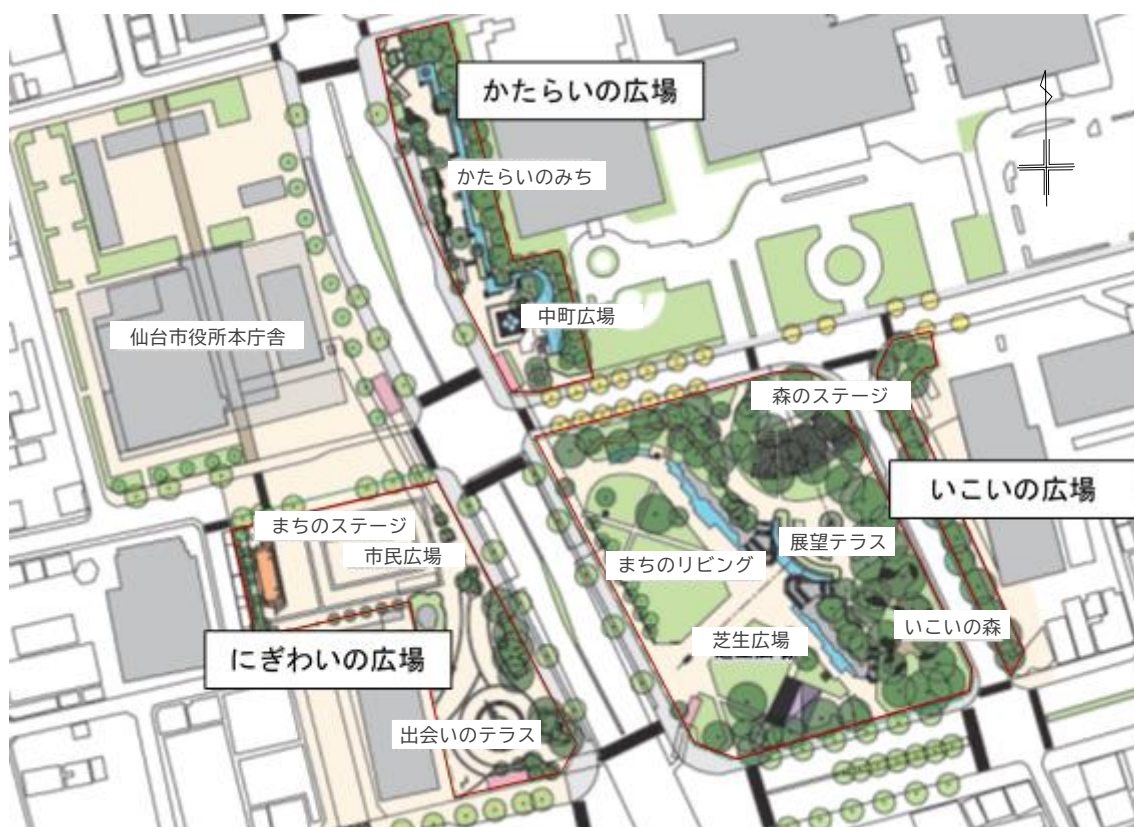
本公園は、整備後30年以上が経過し、施設に老朽化が見られる他、市役所本庁舎の建て替えに伴う新本庁舎低層部・敷地内広場及び勾当台公園市民広場の一体的活用に向けた連携等を背景とし、本市中心部の更なるにぎわいづくりや公園の価値向上等を目的に再整備を行うもの。

令和3年度に勾当台公園再整備基本構想を策定し、令和5年度には、基本計画の策定と基本設計を行った。令和6年度は実施設計等を行い、令和7年度から各広場の整備を行う。

イ 全体計画

- 面 積 約2.7 ha
- 計画期間 令和3年度～令和12年度
- 整備計画
 - 令和6年度 実施設計，工事期間中に使用可能な仮設広場整備
 - 令和7年度～ にぎわいの広場，かたらいの広場整備
 - 令和10年度～ いこいの広場整備

■勾当台公園整備計画図



3 都市公園施設と維持管理等

公園は、市民にやすらぎや潤いをもたらすとともに、子育てや健康づくりの場、趣味等を通じた交流の場となるなど、さまざまな機能を持っている。こうした機能を高めるため、公園内にはいろいろな施設が設けられている。また、利用者が常に快適に利用できる環境を提供するため、各区役所、総合支所及び指定管理者とともに施設の充実と維持管理等を行っている。さらに、地域の方々と結成された公園愛護協力会等による自主的な除草清掃活動が行われ、市民協働による公園施設の維持管理等を進めている。

(1) 公園愛護協力会

① 沿革

昭和39年に、町内会が中心となり、「自分たちの身近にある公園はいつも安全できれいに利用できる」ことを目指して自主的に除草清掃活動を行う公園愛護協力会が結成された。当初は25箇所の児童公園で愛護活動が始まり、10年目の昭和48年には市内113箇所の公園に対し64団体、20年目の昭和58年には467箇所に対し238団体が結成された。令和7年4月1日現在、公園数1,866箇所（県営公園を除く）のうち1,352箇所の公園について公園愛護協力会が結成されている。

② 事業活動

公園愛護協力会は公園ごとに組織され、公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組み、地域コミュニティづくりにも貢献している。

また、愛護活動の発展のため仙台市公園愛護協力会連合会及び区ごとに支部を組織し、表彰事業や他都市の公園管理状況の視察などを実施し、各公園愛護協力会との連携強化にも努めている。

■都市公園数・公園愛護協力会結成状況

(令和7年4月1日現在)

	公 園 数	協 力 会 数
青 葉 区	467 (227)	308 (154)
宮 城 野 区	267	186
若 林 区	215	195
太 白 区	482 (8)	361 (2)
泉 区	435	302
合 計	1,866	1,352

(資料：公園管理課)

※ ()は青葉区が宮城総合支所、太白区が秋保総合支所

※ 県営公園(1)を除く

※ 協力会数は未公告公園・緑地における結成数(7団体)を除く

(2) 公園施設利用状況

■年度別公園施設利用状況

三居沢交通公園

(単位：人)

	個 人		団 体			計
	児 童	付 添	団体数	児 童	付 添	
令和3年度	10,949	9,730	7	132	34	20,845
令和4年度	14,031	12,390	9	170	49	26,640
令和5年度	12,114	10,707	6	205	34	23,060
令和6年度	12,707	11,332	7	141	39	24,219

南小泉交通公園

(単位：人)

	個 人		団 体			計
	児 童	付 添	団体数	児 童	付 添	
令和3年度	25,013	20,824	11	403	56	46,296
令和4年度	31,573	26,493	16	772	56	58,894
令和5年度	28,282	23,896	20	946	134	53,258
令和6年度	32,474	27,451	21	876	131	60,932

茶 室

(単位：件)

	六幽庵	緑水庵	仙 庵	茂ヶ崎庵	残月亭	計
令和3年度	52	103	0	8		163
令和4年度	40	65	2	24		131
令和5年度	48	148	2	11	7	216
令和6年度	75	129	3	31	21	259

七北田公園体育館（研修室を含む）

	個 人 利 用 (人)			専 用 利 用 (件)
	一 般	小・中学生	計	
令和3年度	7,499	1,462	8,961	1,274
令和4年度	8,105	2,002	10,107	1,610
令和5年度	11,899	3,622	15,521	1,761
令和6年度	12,500	5,641	18,141	1,689

仙台スタジアム

	サッカー		ラグビー		アメリカンフットボール		計	
	回数	入場者数(人)	回数	入場者数(人)	回数	入場者数(人)	回数	入場者数(人)
令和3年度	37	162,005	1	200	0	0	38	162,205
令和4年度	41	217,704	2	4,411	2	700	45	222,815
令和5年度	46	272,943	3	9,758	2	780	51	283,481
令和6年度	38	260,402	3	17,003	2	1,100	43	278,505

海岸公園馬術場

	個 人		専 用	
	馬 場(件)	馬 房(房)	馬 場(件)	会議室(件)
令和3年度	0	60	220	6
令和4年度	0	116	232	4
令和5年度	0	37	232	4
令和6年度	0	25	226	9

野球場・庭球場・運動広場

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西花苑公園野球場	4,559	5,263	4,362	8,052
桜ヶ丘公園野球場	29,785	40,123	47,812	50,664
評定河原野球場	25,977	42,741	54,645	42,664
扇町一丁目公園野球場	8,129	11,085	9,999	11,026
日の出町公園野球場	10,637	11,965	12,998	12,495
海岸公園野球場	34,808	49,959	50,761	45,958
高砂中央公園野球場	—	—	—	4,398
卸町五丁目公園野球場	3,585	5,709	7,199	8,258
広瀬川若林緑地野球場	2,881	3,783	3,901	6,441
卸町東二丁目公園野球場	11,249	9,800	9,819	8,424
西中田公園野球場	7,413	8,909	10,674	11,679
太白公園野球場	4,035	6,064	7,002	7,748
湯元公園野球場	5,906	7,480	7,203	7,888
将監公園野球場	13,350	21,439	18,349	27,497
北河原公園野球場	5,932	10,164	10,193	13,994
寺岡中央公園野球場	6,169	9,005	11,234	11,259
虹の丘公園野球場	3,255	3,310	3,442	5,314
松陵公園野球場	6,330	7,076	9,414	7,786
長命ヶ丘公園野球場	8,910	11,858	15,915	18,937
七北田公園野球場	28,068	46,490	35,487	36,587
青葉山公園庭球場	26,455	29,783	19,884	23,137
桜ヶ丘公園庭球場	8,653	8,982	9,552	9,332
評定河原庭球場	24,558	29,257	28,616	28,620
海岸公園庭球場	8,637	10,715	10,209	10,024
卸町東二丁目公園庭球場	12,149	15,469	15,540	17,490
中田中央公園庭球場	14,236	15,417	14,831	16,437
湯元公園庭球場	2,199	2,938	2,750	2,732
将監公園庭球場	3,665	3,344	3,732	3,658
長命ヶ丘公園庭球場	4,025	3,502	2,912	4,178
寺岡中央公園庭球場	8,566	10,617	11,056	10,461
虹の丘公園庭球場	9,019	11,118	10,953	12,075
松陵公園庭球場	2,456	4,444	4,968	4,696
向陽台五丁目緑地庭球場	714	710	594	488
七北田公園庭球場	21,032	27,396	28,377	28,428
住吉台西四丁目公園庭球場	1,499	1,834	1,161	1,301
広瀬川仲ノ瀬緑地運動広場	1,901	2,038	1,432	1,979
広瀬川牛越緑地運動広場	5,733	6,548	5,411	4,743
扇町四丁目公園運動広場	9,566	16,678	17,408	16,494
広瀬川中河原緑地運動広場	11,267	15,275	13,882	18,835
中田中央公園運動広場	13,555	14,417	15,949	16,735
富沢公園運動広場	17,505	22,624	19,739	20,534
名取川富田緑地運動広場	6,130	5,413	5,072	7,261
海岸公園運動広場	4,651	7,085	7,844	5,164
高砂中央公園運動広場	—	—	4,957	9,681

※ 人数は、申込時の利用予定人数

野外音楽堂

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
勾当台公園, 台原森林公園, 榴岡公園	41	61	49	61

(資料：公園管理課)

第6章 広瀬川創生・清流保全事業

杜の都のシンボルである広瀬川は、源流から名取川との合流点まで本市域内を貫流する本市の代表的な都市河川である。

本市は、高度経済成長に起因する広瀬川の水質悪化を克服し、本市のシンボルとしてふさわしい川に再生するため、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、市民とともに水質の向上や流域の景観及び自然環境の保全に努めてきた。

また、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくため、市民協働の理念に基づいた各主体の役割と責務を明確にした「広瀬川創生プラン」を平成17年3月に策定し、様々な取組みを進めている。

さらに、令和6年度からは、広瀬川の大橋周辺における新たな魅力創出や回遊性向上による同エリアの賑わい創出のための水辺利活用検討に着手している。

1 広瀬川の清流の保全

(1) 環境保全区域等

本市は「広瀬川の清流を守る条例」に基づき、広瀬川流域に環境保全区域（所管：建設局）及び水質保全区域（所管：環境局）を指定し、広瀬川河岸の自然環境と水質を保全している。

環境保全区域においては、区域を宮沢橋（太白区根岸）から上流の柿崎橋（青葉区上愛子）までとし、その自然環境の状況に応じ、特別環境保全区域、第1種環境保全区域及び第2種環境保全区域の3つに分けている。

広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するため、区域内の行為を許可制とし、その区分ごとに、建築物等の高さ、建ぺい率及び壁等の色彩の制限並びに保全用地の確保、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を規制している。

■環境保全区域における行為許可件数（単位：件）

環境保全区域	特別	第1種	第2種	合計
令和3年度	2	27	15	44
令和4年度	1	22	9	32
令和5年度	2	21	15	38
令和6年度	1	29	17	47

（資料：百年の杜推進課）

また、区域内での自然的環境の創造・回復と調和ある景観づくりのための緑化木の交付と緑化に対する助成制度を行っている。

水質保全区域は、広瀬川流域のすべて（分水界から名取川合流点まで）を対象とし、アユが生息できる水質を確保するため、水質管理基準、許容負荷量及び工場等の排水に係る排出規制基準等を設け、工場等の設置を許可制としている。

(2) 仙台市広瀬川清流保全審議会

「広瀬川の清流を守る条例」に基づき、市長の諮問に応じ広瀬川の清流を守るための重要事項を調査審議するため、学識経験者、関係行政機関等の代表 16 人によって構成する「仙台市広瀬川清流保全審議会」を設置している。

環境保全区域内での許可の基準などを定める場合には、上記審議会の意見を聞くこととしている。

2 広瀬川創生プラン

本プランは平成 16 年度に市民・NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプランである。

(1) 目的

「杜の都・仙台」のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を得ながら将来にわたって保全していくとともに、安全安心の豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていく。

(2) 基本理念

- ① 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全
- ② 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出
- ③ 市民による連携と市民と行政との協働

(3) 計画期間

平成 17 年度から平成 26 年度まで（10 年間）の第 1 期プランが完了し、平成 27 年度より第 2 期プラン（平成 27 年度から令和 6 年度まで）に基づく取組みを進めてきた。

第 2 期プランの折り返しとなる令和 2 年度には、新たな推進体制の検討を行うとともに SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映させた「広瀬川創生プラン 2015-2024（中間見直し版）【令和 3 年 3 月】」を策定し、更なる取組みの強化を図ってきている。

令和 6 年度に第 2 期プランが最終年度を迎えたため、令和 7 年 7 月に、活動団体の連携強化や取組み内容の充実を図った「広瀬川創生プラン 2025-2034」を策定した。

(4) 基本目標

- ① 河川環境の保全と向上
- ② 河川と共にある暮らしの実現
- ③ 治水・利水・親水の推進
- ④ 河川への関心の向上
- ⑤ 市民協働の仕組みづくり

(5) 重点事業

広瀬川創生プランでは、プランに基づく取組事業のうち、重点的に取り組む事業について、広瀬川創生プラン策定推進協議会の中で「重点事業」として認定している。

について、広瀬川創生プラン策定推進協議会の中で「重点事業」として認定している。

これにより、より多くの市民の参加を促すほか、事業の一部を本市の負担金の対象とすることで、官民が連携した取組みを展開している。令和6年度実績及び令和7年度予定は以下のとおりである。

【令和6年度実績】

① 広瀬川1万人プロジェクト

令和6年度は、広瀬川に留まらず、広いエリアに活動を展開できるように、名称を「広瀬川流域一斉清掃」から「河川・海岸一斉清掃」に変更し、活動範囲を拡大している。春と秋の年2回、18会場で開催され、参加者数は春の一斉清掃が880人、秋の一斉清掃が1,674人となり、合計で2,554人が参加した。

② アイラブ広瀬川プロジェクト

本市が主催する講座・ワークショップとして、小学3～6年生を対象に、インストラクターの指導のもと川の生き物探しやカヌー体験等を中心としたイベント「広瀬川自然体験学習」を実施した。参加者からは「とても満足」「満足」の高評価が得られ、広瀬川の魅力を再認識いただける機会となった。

【令和7年度予定】

① 広瀬川1万人プロジェクト

(6) 広瀬川魅力創生サポーター

広瀬川の自然環境の保全や賑わいの創出に貢献している活動団体に対して「広瀬川魅力創生サポーター」として認定する制度を平成31年4月1日に創設した。本制度は活動団体の功績を認め、さらに活動意欲を高めることを目的にしており、取組内容に応じて「広瀬川ゴールドサポーター」又は「広瀬川グリーンサポーター」として認定し、活動内容の本市ホームページへの掲載や認定証の交付を行っている。

令和6年度は広瀬川ゴールドサポーターの更新申請を1団体が行い、また、広瀬川グリーンサポーターの新規申請を1団体、更新申請を1団体がそれぞれ行い認定した。令和7年4月1日現在、広瀬川ゴールドサポーターとして4団体、広瀬川グリーンサポーターとして8団体、それぞれ認定している。

(7) その他

広瀬川宮沢緑地において、平成19年10月に河川法に基づく包括占用の許可を受け、「広瀬川灯ろう流し」などの賑わいの創出につながる取組みを推進している。

3 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業

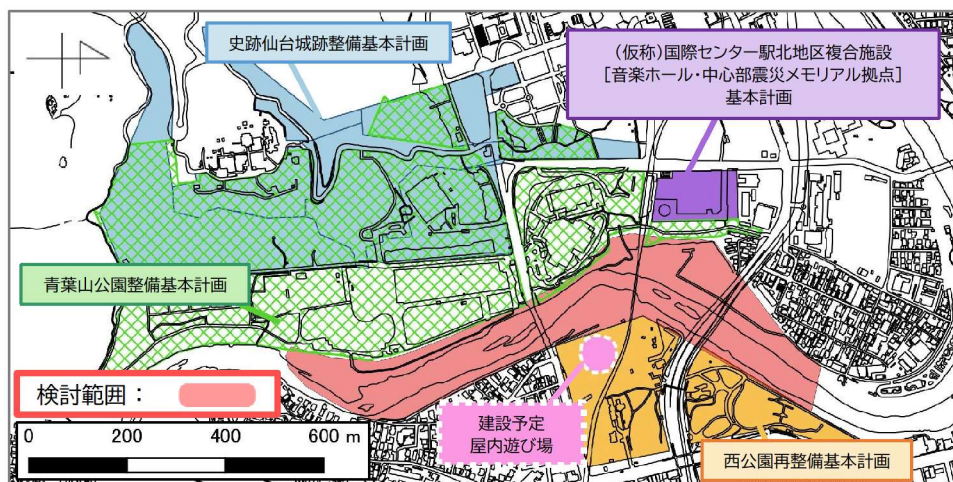
ごみ投棄による景観の悪化や、雨天時における合流式下水道からの越流水による悪臭が問題となり、1年を通して通水してほしいという地域からの要望があった。

このため「水辺の空間・環境の改善」を目的に平成17年1月より、非かんがい時期における水利権を取得し、毎年9月11日から翌年4月24日までの間の通水事業を行っている。

4 広瀬川(大橋周辺)水辺利活用事業

(1) 目的

広瀬川沿いで進行する青葉山公園や西公園の整備、複合施設や屋内遊び場の整備といったプロジェクトと連携しながら、青葉山エリアの新たな魅力の創出や都心部との回遊性向上を図り、同エリアの賑わいを創出していくため、広瀬川の大橋周辺における水辺の利活用方針について検討を行うものである。



位置図

(2) 事業期間等

事業期間は令和6年度から令和11年度の6ヵ年を予定しており、令和6年度より、利活用方針の検討を進めるため、学識経験者などで構成される「広瀬川（大橋周辺）水辺利活用検討会」を設置し、地元町内会や活動団体、宮城県河川課などの意見を聞きながら基本構想の検討を行い、令和7年7月に「広瀬川（大橋周辺）水辺利活用基本構想」を策定した。

令和7年度は基本計画の検討を行うこととしており、令和8年度以降のスケジュールは以下のとおりである。

事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
広瀬川(大橋周辺)水辺利活用	基本 構想	基本 計画	設計	工事				